

2021年7月30日

島根中央信用金庫

### 島根県制度融資『令和3年7月豪雨災害対策特別資金』の取扱開始について

この度の豪雨災害により被害を受けられた皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

島根中央信用金庫(理事長 福間 均)は、令和3年7月6日からの大雨により被害や影響を受けた中小企業者の皆様方に対して、標記資金の取扱を開始致します。

本資金は、島根県からの助成により、当初3年間の金利・保証料が実質0%であるなど、お客様にとって、大変有利な商品となっております。

当金庫に於いては、今回の豪雨により被害を受けられたお客様に対しまして、迅速かつ丁寧な対応に努めて参りますので、是非ともお気軽にご相談頂きますよう、お願い致します。

#### 記

名称	「令和3年7月豪雨災害対策特別資金」
対象者	令和3年7月豪雨により被害や影響を受けている中小企業者、組合又は中小特定営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当するもの ① 直接的な被害を受けたもの ② 間接的な被害のうち次のいずれかに該当するもの (ア) 豪雨に起因して、原則として売上高等(売上高・販売数量・売上総利益率又は営業利益率をいう。以下に同じ)が前年同時期に比して5%以上減少していること (イ) 豪雨に起因して、原則として売上高等が前年同時期に比して5%以上減少することが見込まれること
融資限度額	1億2,000万円(注) (注)運転資金の融資実行可能額は、「融資限度額」、「棚卸資産の被害と事業用資産以外の被害(機械設備等の修繕費等を含む)の合計額」又は「月商の概ね6ヶ月分」のうち最も低い額です
資金用途	設備資金・運転資金
融資期間	12年以内(据置3年以内を含みます)
融資利率	責任共有外 年利1.100%(固定金利) 責任共有 年利1.250%(固定金利) ※借入当初3年間は0%となります
返済方法	元金均等分割返済
信用保証料率	年0.40%~1.20%(普通保険・無担保適用保険) 年0.40%~0.71%(各種特例措置適用保険) ※借入当初3年間は0%となります
保証人	法人 :取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人事業主 :原則不要
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
取扱期間	令和3年8月2日~令和4年3月31日融資実行分まで